

令和6年8月5日

各位

金融庁企画市場局総務課信用制度参事官室

「多重債務者相談強化キャンペーン2024」の実施に伴う協力依頼について

平素より、多重債務者相談の実施につき格別の御尽力をいただいていることに厚く御礼申し上げます。

改正貸金業法の完全施行後、多重債務問題への対策については、多重債務者対策本部主導のもと、平成20年より毎年9月1日から12月31日までを多重債務者相談強化キャンペーン期間として、多重債務相談窓口の連絡先を記載したリーフレットやキャンペーン周知に係るポスターを作成し、関係先各所において配布、掲示等の御協力をいただくことで、潜在的な多重債務者の掘り起こしや相談窓口の認知度向上等に取り組んでまいりました。

本年度におきましても、上記期間を「多重債務者相談強化キャンペーン2024」として、多重債務者の掘り起こしや相談窓口の周知・徹底等を継続するため、相談窓口掲載のリーフレット及びキャンペーン周知用ポスターを刷新いたしました。

つきましては、大変恐縮ではございますが、これらリーフレット及びポスターの配布・掲示等につき御協力くださいますよう、お願い申し上げます。

本件に関する問い合わせ先

金融庁

企画市場局総務課信用制度参事官室